

注目情報

製品中の有機フッ素化合物(PFAS)分析はお任せください！

製品中の有機フッ素化合物(PFAS、ピーファス)は、POPs 条約^{※1}、REACH 規制、化審法^{※2}による規制の対象になっています。今後も規制が強化される予定であり、分析のニーズが高まっています。当社では、製品中の PFAS について、以下の項目の分析を承っています。

項目 分析方法: 溶媒抽出-LC/MS/MS 法 (GEN/TS 15968 準拠)	略称 (読み方又は別名)	定量下限(ppb)
NEW <u>ペルフルオロブタンスルホン酸</u>	PFBS(ピーエフビーエス)	5
ペルフルオロヘキサンスルホン酸	PFHxS(ピーエフヘクスエス)	5
ペルフルオロオクタンスルホン酸	PFOS(ピーフォス)	5
ペルフルオロヘキサン酸	PFHxA(ピーエフヘクスエー)	5
NEW <u>ペルフルオロヘプタン酸</u>	PFHpA(ピーエフヘプター)	5
ペルフルオロオクタン酸	PFOA(ピーフォア)	5
ペルフルオロカルボン酸類(C9-C14) ^{※3}	C9-C14 PFCA _s	5
ペルフルオロカルボン酸類(C9-C21) ^{※4, 5}	C9-C21 PFCA _s	10
C9: ペルフルオロノナン酸	PFNA(C9 PFCA)	2
C10: ノナデカフルオロデカン酸	PFDA(C10 PFCA)	5
C11: ヘニコサフルオロウンデカン酸	PFUnDA(C11 PFCA)	5
C12: トリコサフルオロドデカン酸	PFD _o DA(C12 PFCA)	2
C13: ペンタコサフルオロトリデカン酸	PFT _r DA(C13 PFCA)	2
C14: ヘプタコサフルオロテトラデカン酸	PFTDA(C14 PFCA)	2
C15: ノナコサフルオロペンタデカン酸	PFP _e DA(C15 PFCA)	10
C16: ヘントリアコンタフルオロヘキサデカン酸	PFH _x DA(C16 PFCA)	10
C17: ペルフルオロヘプタデカン酸	PFHpDA(C17 PFCA)	10
C18: ペンタトリアコンタフルオロオクタデカン酸	PFODA(C18 PFCA)	10
C19: ペルフルオロノナデカン酸	PFNDA(C19 PFCA)	10
C20: ノナトリアコンタフルオロエイコサン酸	C20 PFCA	10
C21: ペルフルオロヘンエイコサン酸	C21 PFCA	10

※1 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

※2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

※3 ペルフルオロカルボン酸類のうち、炭素数が9から14のもの

※4 ペルフルオロカルボン酸類のうち、炭素数が9から21のもの

※5 C15, 17, 19, 20, 21 PFCAについては、標準物質がないため、C15はC14、C17はC16、C19, 20, 21はC18の標準物質を用いて定量を行います。

スルホン酸系

カルボン酸系

ご不明な点は、分析担当者 長谷川、田沼(フリーダイヤル 0120-01-2590)までお気軽にお問合せください。

